

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。

評価実施機関名

大分県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

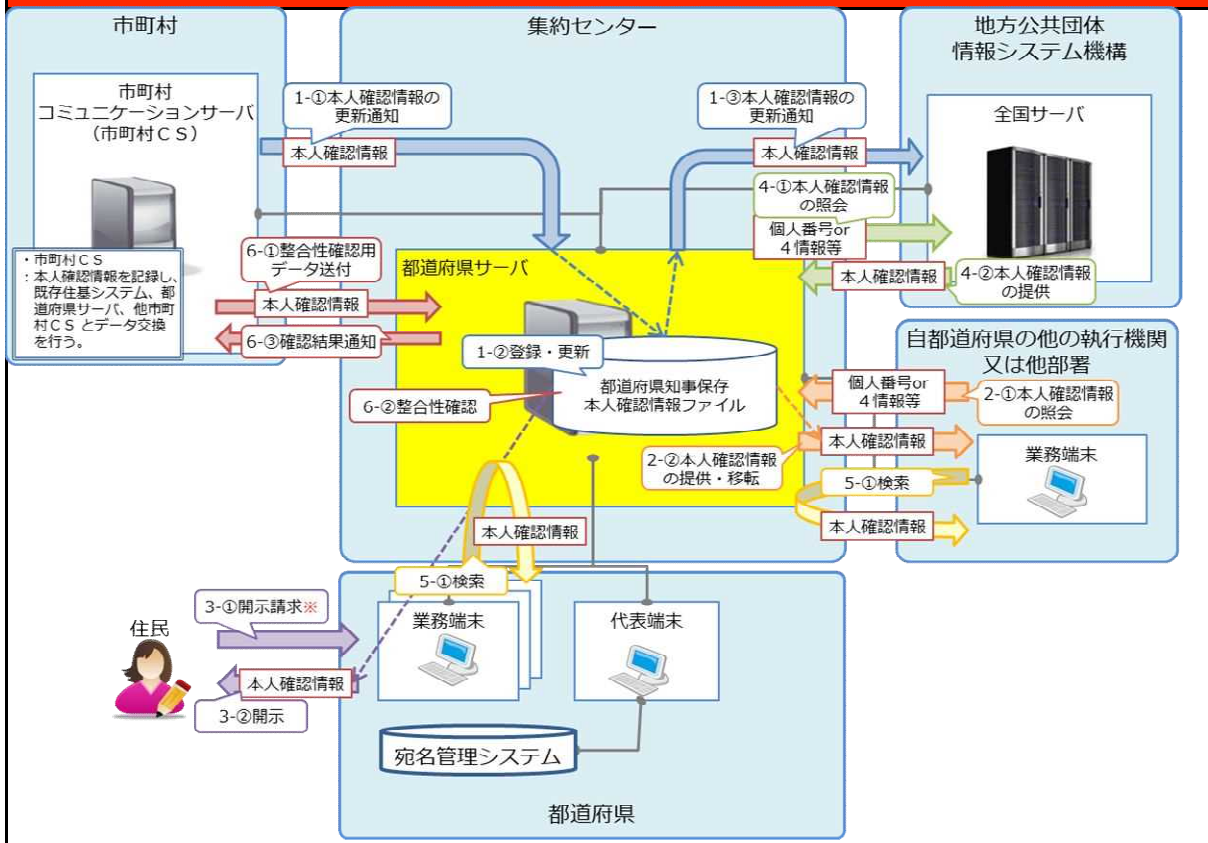
令和2年3月30日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>区域内の全ての住民の特定個人情報を、常時、正確に更新・管理・提供し、住基ネットを通じて全国的に正確な本人確認が行われる体制を整備する必要性から、特定個人情報ファイルを取り扱うもの。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③大分県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>・住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。</p> <p>・行政機関における正確な本人確認や事務の効率化が見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町村振興課
②所属長の役職名	市町村振興課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-② 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 本県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
 (注1) 自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
 (注3) 回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	当該情報は、住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報であり、ファイルに記録される項目として妥当である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	総務部市町村振興課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	当該特定個人情報の入手は、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した場合に、市町村が都道府県へ住基ネットを介して通知することを定めた住基法の規定に基づくものであり、妥当である。								
⑤本人への明示	大分県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	区域内の全ての住民の特定個人情報を、常時、正確に更新・管理・提供し、住基ネットを通じて全国的に正確な本人確認が行われる体制を整備することが目的である。								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村振興課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・大分県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(大分県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→大分県の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→大分県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・個人番号又は4情報等をキーワードに、機構に対して本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。 ・4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・大分県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 							
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。							
⑨使用開始日	平成27年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (<input type="checkbox"/>) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な稼働とセキュリティの確保のため、専門的な知識を有する事業者が都道府県サーバの運用及び監視を委託しており、これら業務の実施のために、委託先に特定個人情報ファイルの全体を取り扱わせる必要があるため、妥当である。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリー [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	当該委託契約については、大分県のホームページにて公表している。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2～5		
委託事項2	住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等の運用保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等の構成機器の環境設定変更作業やバックアップ作業等の運用保守業務。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有する事業者が代表端末等の運用保守管理を委託しており、これら業務の実施のために、委託先に特定個人情報ファイルの全体を取り扱わせる必要があるため、妥当である。	

③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	当該委託契約については、大分県のホームページにて公表している。		
⑥委託先名	日本電気株式会社大分支店		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。	
	⑨再委託事項	委託業務全体に大きな影響が生じない補助的業務(例:運用に係る質疑対応)を対象とする。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない		
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)		
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)		
②提供先における用途	大分県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。		
提供先2	大分県その他の執行機関(教育委員会など)		
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)		
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県その他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。		
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	大分県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時
移転先1	大分県の他部署(パスポート室など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	大分県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>・当県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> <p>[20年以上]</p>
	その妥当性	<p>当該特定個人情報の保管期間は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。)第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)であり、妥当である。</p>
③消去方法		<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。</p>

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報のみを市町村CSを通じて入手できることを、システム上で担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 ・入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上、自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用、なりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムは各システムが持つ宛名情報を個人番号と紐付けて管理するものであり、保有する宛名番号に対応した基本4情報を、住基ネットから取得する。 住基ネットからのデータ取得は電子記録媒体ではなく、閉じられた専用ネットワークを使用する。このネットワークは庁内の共用ネットワーク網から物理的に隔離されており、業務担当者(住基ネット及び宛名管理システムの担当者)以外の者が当該ネットワークへアクセスすることはできない。 宛名管理システムは利用者の権限管理が厳密に行われており、アクセス権限を持たない利用者が宛名管理システムを用いて業務外の個人情報を閲覧することはできないこととなっている。 また、当該システムでは、いつ、誰が、どの個人情報にアクセスしたかのログを取得し、これを保存している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システム管理者(「市町村振興課長」をいう。以下同じ。)は、セキュリティ責任者(「住基ネット利用所属の長」をいう。以下同じ。)から操作者ID付与申請書の提出を受けて、必要と認められた者に対して操作者IDを付与する。 生体認証(静脈認証)による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システム管理者は、住基ネット操作者が業務を行う上で必要な限度でアクセス権限を付与する。 住基ネット操作者が人事異動等により転出した場合は、セキュリティ責任者がシステム管理者に対して報告し、これによりアクセス権限は直ちに失効する。 システム管理者は、保有する住基ネット操作者に係る登録情報と実際の利用状況の整合性を適時確認する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 操作者に付与するアクセス権限は、業務上必要な範囲に限定する。 不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認し、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、直ちに実態調査を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 住基ネット利用所属に対して定期的に監査を実施し、操作履歴と各所属で保管している申請書類等の突合や担当者へのヒアリングを行うことにより、業務上必要なない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員を対象とした研修会やセキュリティ責任者が出席する会議において、事務外利用の禁止等について周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対して指導する。 本人確認情報が記載された帳票出力は、必要最低限の範囲で行い、当該帳票を廃棄する場合は、シュレッダーを用いる等して、その情報が復元できないよう必要な措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には、業務アプリケーションを終了させる。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得を禁止する。 ・操作者は、窓口でのデータ入力に際して、住民票コード等を口に出してはならないこととする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書において、機密保持及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準(H28.3.16策定)による特記事項を明記し、受託者に遵守することを義務付けるとともに、個人情報の取扱い状況について随時調査できることとしている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託業務に従事する者に、都道府県知事保存本人確認情報に直接アクセスする権限を付与しない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・毎月、受託業者から作業内容に関する報告書を提出させ、内容を確認し、保管する。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・契約書において、業務に関して知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止する。 【確認方法】 ・必要に応じて、委託業務に立ち会い、履行状況を監督する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・契約書において、業務に関して知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止する。 ・代表端末の運用保守に係る委託において、受託業者が都道府県知事保存本人確認情報を取り扱う場合は、市町村振興課の住基ネット担当者が立ち会い、作業内容を確認する。 【確認方法】 ・必要に応じて、委託業務に立ち会い、履行状況を確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・都道府県における本人確認情報の保存期間は、住基法施行令第30条の6で規定されており、保管期間の過ぎた特定個人情報はシステムにて自動判別し、消去する。 ・受託者が業務の実施のため提供を受け、収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後、直ちに委託者に返還し、又は委託者の事前の承諾を得て廃棄する。 ・廃棄を行う場合は、資料等に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行い、適切に廃棄した旨を報告する。 【確認方法】 ・必要に応じて、委託業務に立ち会い、履行状況を確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	「大分県個人情報の管理に関する規程」(H27.10.23大分県共同訓令) 「機密保持及び個人情報保護の取扱いを伴う業務の委託基準」(H28.3.16総務部長等通知) ・秘密保持 ・収集の制限 ・複写又は複製の禁止 ・安全管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・返却及び廃棄 ・責任体制の整備 ・業務責任者及び業務従事者の監督 ・教育の実施 ・契約内容の遵守状況の報告 ・事故発生時の対応 ・調査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託先との契約で、秘密保持義務を課すことを義務づけている。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象にする。 ・従事者名簿に基づいた入退室管理及び作業日報により、実施状況を確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
-----------------	--------------	----------------------	--------------

具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
--------	---

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----------	-------------------	-----------

ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び住基法並びに大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の規定により制限される。 ・誰に対し何の目的で提供・移転が認められるかを具体的に整理したマニュアルを作成し、運用している。
--------------------	--

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「端末が設置される部屋への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力（書き込み）は市町村振興課の住基ネット担当者が行う。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、本県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、照元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・当県においては、端末、記録媒体を保有する事務室を施錠管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・端末はインターネットに接続しない。
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後(系統的に)消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容を消去し、物理的に破壊する等して、その情報が復元できないよう必要な措置を講じる。 ・本人確認情報が記載された帳票等の廃棄時は、裁断、溶解等を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、端末を設置する全所属にセキュリティ対策規定等の項目に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>【内部監査】 ①特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、県政情報課(個人情報の保護に関する事務の総括)が監査計画及び監査事項を定め、毎年度、監査を実施し、その結果を大分県電子県庁推進本部へ報告する。 (主な監査の項目) ・評価書記載事項と運用実態の適合の状況 ・特定個人情報の規程、体制整備等に関する組織的安全管理措置の状況 ・特定個人情報の事務取扱担当者の監督・教育等に関する人的安全管理措置の状況 ・特定個人情報を取り扱う管理区域等に関する物理的安全管理措置の状況 ・特定個人情報のアクセス制御等に関する技術的安全管理措置の状況 なお、監査対象所属については、実施された監査結果に基づき、速やかに必要な改善措置を行うとともに、実施した措置内容を県政情報課へ報告する。</p> <p>②上記①と並行して、システム管理者は、大分県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(以下「運用管理規程」という。)第13条第2項に基づき、毎年度、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施状況について監査を実施する。</p> <p>【外部監査】 運用管理規程第13条第1項に基づき、システム管理者は、大分県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施状況について、情報通信ネットワークに関し識見を有する者の監査を受ける。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット利用事務初任者研修会(4月) 人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの仕組み、セキュリティ対策、操作方法等について説明する。 ・住基ネット担当者研修会(7月～9月) 県及び市町村の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの情報セキュリティ対策やチェックリストによる自己点検の実施について説明する。 ・セキュリティ担当者研修会(10月) 県庁内の住基ネット利用所属の担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策や人事異動の際に必要な事務手続について説明する。 ・J-LIS e-ラーニング研修 個人情報を取り扱う職員等は、個人情報の適正な取扱い等に関する研修(J-LIS e-ラーニング(情報セキュリティ、個人情報保護)等)を受講。【大分県個人情報の管理に関する規程】 	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館5階 大分県総務部市町村振興課行政班 TEL 097-506-2409
②請求方法	大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則に定める様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 1枚につき10円を前納。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報取扱事務登録簿(本人確認情報利用事務)
公表場所	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館1階 大分県総務部県政情報課内 大分県情報センター TEL 097-506-2285
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分県総務部市町村振興課行政班 TEL 097-506-2409
②対応方法	問合せの内容について受付票を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	本県県民意見募集手続に関する要綱に基づき、意見募集を実施する。意見募集の実施に際しては、本県ホームページに意見募集を行う旨掲載し、本県ホームページ、担当部署、県情報センター及び地区情報コーナーにおいて全項目評価書案の閲覧を可能とする。また、意見については、郵送、FAX、電子メールにて受け付ける。
②実施日・期間	令和2年1月10日(金)から令和2年2月10日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年2月26日(水)
②方法	大分県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	評価の実施については、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合しており、当該評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 川野幸男	課長 山田 雅文	事後	人事異動
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	時点修正
令和2年2月26日	I 基本情報 7. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「整備法」という。)施行時点) <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・番号法(平成25年法律第28号)施行のため。
令和2年2月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 山田 雅文	市町村振興課長	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・様式変更に伴う変更
令和2年2月26日	(別添1)事務内容	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)。	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化に伴う変更
令和2年2月26日	II ファイルの概要 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・法施行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月26日	II ファイルの概要 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・法施行に伴う変更
令和2年2月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布された事に伴う変更
令和2年2月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託契約書において、機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項を明記し、受託者に遵守することを義務付けるとともに、必要の応じて履行状況を調査できることとしている。	委託契約書において、機密保持及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準(H28.3.16策定)による特記事項を明記し、受託者に遵守することを義務付けるとともに、個人情報の取扱い状況について随時調査できることとしている。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告 	<p>「大分県個人情報の管理に関する規程」(H27.10.23大分県共同訓令) 「機密保持及び個人情報保護の取扱いを伴う業務の委託基準」(H28.3.16総務部長等通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持 ・収集の制限 ・複写又は複製の禁止 ・安全管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・返却及び廃棄 ・責任体制の整備 ・業務責任者及び業務従事者の監督 ・教育の実施 ・契約内容の遵守状況の報告 ・事故発生時の対応 ・調査 	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。
令和2年2月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び住基法並びに大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)の規定により制限される。 ・誰に対し何の目的で提供・移転が認められるかを具体的に整理したマニュアルを作成し、運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び住基法並びに大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)の規定により制限される。 ・誰に対し何の目的で提供・移転が認められるかを具体的に整理したマニュアルを作成し、運用している。 	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。
令和2年2月26日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット利用事務初任者研修会(4月) 人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの仕組み、セキュリティ対策、操作方法等について説明する。 ・住基ネット担当者研修会(7月～9月) 県及び市町村の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの情報セキュリティ対策やチェックリストによる自己点検の実施について説明する。 ・セキュリティ担当者研修会(1月) 県庁内の住基ネット利用所属の担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策や人事異動の際に必要な事務手続について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット利用事務初任者研修会(4月) 人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの仕組み、セキュリティ対策、操作方法等について説明する。 ・住基ネット担当者研修会(7月～9月) 県及び市町村の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの情報セキュリティ対策やチェックリストによる自己点検の実施について説明する。 ・セキュリティ担当者研修会(10月) 県庁内の住基ネット利用所属の担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策や人事異動の際に必要な事務手続について説明する。 ・J-LIS e-ラーニング研修 個人情報を取り扱う職員等は、個人情報の適正な取扱い等に関する研修(J-LIS e-ラーニング(情報セキュリティ、個人情報保護)等)を受講。【大分県個人情報の管理に関する規程】 	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。